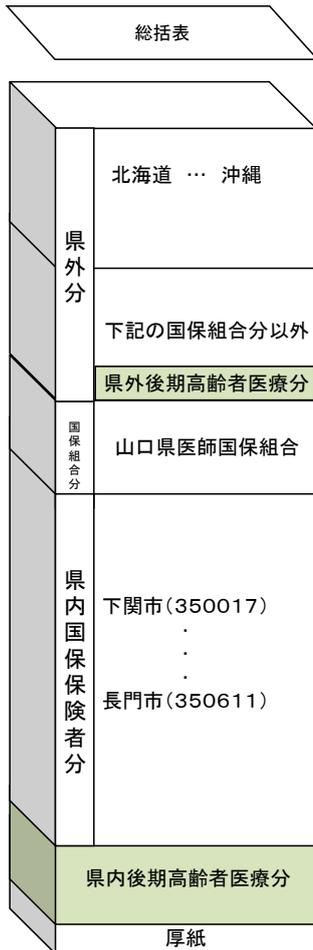


# 国保等訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書等の編綴方法

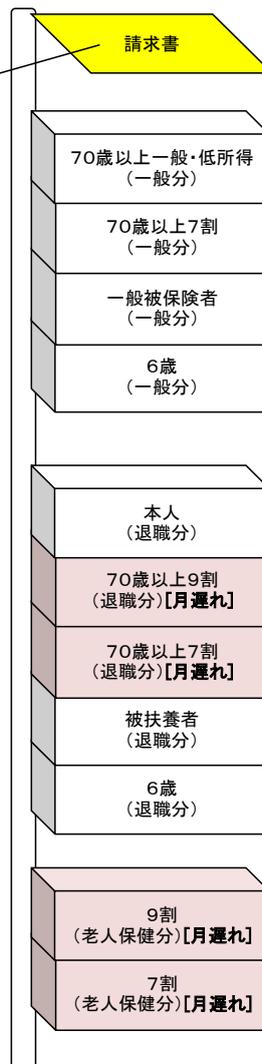
## 1. 全体の綴り方



## 2. 国保各保険者の綴り方

月遅れ分で旧制度分(退職70歳以上9割、退職70歳以上7割、老人保健)の請求がある場合は、旧様式を使用するか、新様式の「その2」の「公費負担医療」欄へ該当する制度を記入し、件数等を集計してください。

とじ紐



都道府県ごとに作成し、請求先広域連合の都道府県名を記載してください(1都道府県で1枚の作成となります)。

※公費併用分は、各保険種別(制度)のはじめに法別番号の小さい順にとじる。

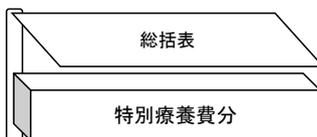
※月遅れ分は、それぞれ該当する保険種別(制度)のはじめにとじる(一般・退職分の「3歳未満」は、「6歳」のはじめにとじる)。

※月遅れ分の退職分(70歳以上9割、70歳以上7割)、老人保健分については、左図の順にとじる。

※国保組合分については、各保険種別(制度)について本人の後に家族をとじる。

国保にかかるもののみ

## 4. 特別療養費分



※特別療養費分については、総括表のみを付けて提出(明細書、総括表それぞれに朱書きで「特別療養費」と記載)。